

由布市告示第51号

平成27年第1回由布市議会臨時会を次のとおり招集する

平成27年5月14日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成27年5月21日
  - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	甲斐 裕一君
長谷川建策君	二ノ宮健治君
小林華弥子君	新井 一徳君
佐藤 郁夫君	佐藤 友信君
溝口 泰章君	渕野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
利光 直人君	太田 正美君
工藤 安雄君	

---

○応招しなかった議員

廣末 英徳君	生野 征平君
--------	--------

---

---

平成27年 第1回（臨時）由布市議会会議録（第1日）

平成27年5月21日（木曜日）

---

議事日程（第1号）

平成27年5月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第7 議案第34号 平成27年度由布市庄内庁舎増築（建築主体）工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第35号 平成27年度由布市庄内庁舎増築（電気設備）工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第36号 由布市消防団消防ポンプ自動車購入について
- 日程第10 議案第37号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第38号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第39号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」

- 日程第6 承認第3号 専決処分承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」
- 日程第7 議案第34号 平成27年度由布市庄内庁舎増築（建築主体）工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第35号 平成27年度由布市庄内庁舎増築（電気設備）工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第36号 由布市消防団消防ポンプ自動車購入について
- 日程第10 議案第37号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第11 議案第38号 平成27年度由布市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第39号 平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 

出席議員（19名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 太田洋一郎君  | 2番 野上 安一君  |
| 3番 加藤 幸雄君  | 4番 工藤 俊次君  |
| 5番 鷺野 弘一君  | 7番 甲斐 裕一君  |
| 8番 長谷川建策君  | 9番 二ノ宮健治君  |
| 10番 小林華弥子君 | 11番 新井 一徳君 |
| 12番 佐藤 郁夫君 | 13番 佐藤 友信君 |
| 14番 溝口 泰章君 | 15番 渕野けさ子君 |
| 16番 佐藤 人巳君 | 17番 田中真理子君 |
| 18番 利光 直人君 | 20番 太田 正美君 |
| 21番 工藤 安雄君 |            |

欠席議員（2名）

- |           |            |
|-----------|------------|
| 6番 廣末 英徳君 | 19番 生野 征平君 |
|-----------|------------|

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

- |            |           |
|------------|-----------|
| 局長 溝口 隆信君  | 書記 馬見塚量治君 |
| 書記 三重野鎌太郎君 |           |
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	加藤 淳一君	総務部長	梅尾 英俊君
総務課長	衛藤 公治君	財政課長	御手洗祐次君
総合政策課長	奈須 千明君	防災安全課長	安部 悦三君
契約管理課長	加藤 裕三君	税務課長	麻生 悦博君
会計管理者	友永 善晴君	産業建設部長	生野 重雄君
健康福祉事務所長	河野 尚登君	健康増進課長	麻生 清美君
保険課長	曾根崎秀一君	環境商工観光部長	佐藤 眞二君
挾間振興局長	平松 康典君	庄内振興局長	一法師恵樹君
湯布院振興局長	小野 啓典君	教育次長	森山 金次君
消防長	大久保 篤君		

---

午前10時00分開会

○議長（工藤 安雄君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成27年第1回由布市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は17人です。廣末英徳議員、生野征平議員から、所要のため欠席届が出ています。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（工藤 安雄君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、20番、太田正美君、1番、太田洋一郎君の2名を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（工藤 安雄君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

---

日程第3. 報告第4号

日程第4. 承認第1号

日程第5. 承認第2号

日程第6. 承認第3号

日程第7. 議案第34号

日程第8. 議案第35号

日程第9. 議案第36号

日程第10. 議案第37号

日程第11. 議案第38号

日程第12. 議案第39号

○議長（工藤 安雄君） 次に、本臨時会に提出されました報告第4号の報告1件、承認第1号から承認第3号までの承認3件、議案第34号から議案第39号までの議案6件について一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） おはようございます。外は、まさに初夏そのもので、湯布院のほうから田植えが始まっておりますが、これから市内全域にわたって田植えのシーズンになろうかと思えます。そういう中できょうは皆さん方、臨時会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、上程されました付議事件につきまして一括して提案理由を御説明申し上げます。

本臨時会で審議をお願いいたします案件は、報告1件、承認3件、議案6件でございます。

まず、報告第4号専決処分の報告については、市道の管理瑕疵により乗用車が損傷したことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、承認第1号由布市税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取り組み、経済再生と財政健全化の両立などの観点から、地方税法等の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

承認第2号由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、固定資産税の不均一課税並びに課税免除の期間を延長するもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

承認第3号由布市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正が行われたことによるもので、緊急を要しましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行ったものであります。

次に議案第34号平成27年度由布市庄内庁舎増築（建築主体）工事請負契約の締結については、5月8日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、三光建設工業株式会社が消費税を含む6億9,173万9,352円で落札し、5月11日付で仮契約を締結いたしました。この工事請負仮契約を本契約とするために、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第35号平成27年度由布市庄内庁舎増築（電気設備）工事請負契約の締結については、5月8日に要件設定型一般競争入札を執行した結果、株式会社大和電業社が、消費税を含む2億1,641万9,688円で落札し、5月11日付で仮契約を締結いたしました。この工事請負仮契約を本契約とするために、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第36号由布市消防団消防ポンプ自動車購入については、4月24日に指名競争入札を執行した結果、株式会社消防防災が、消費税を含む2,644万3,800円で落札し、4月28日付で仮契約を締結いたしました。この物品購入仮契約を本契約とするために、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第37号由布市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行規則の改正に伴い、介護保険第1号被保険者で、主に生活保護受給者と住民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者の介護保険料について、年額3,600円の軽減を行うものであります。

議案第38号平成27年度由布市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算からそれぞれ906万円を増額し、予算総額を180億2,711万9,000円にお願いするものであります。今回は、介護保険事務費として1号保険料の低所得者軽減負担分の繰出金となっております。歳入につきましては、国が2分の1、県が4分の1負担となっております。

議案第39号平成27年度介護保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入につきましては、保険料から906万円を減額し、同額を一般会計繰入金に追加するものであります。したがって、歳入総額の増減はなく、予算総額を40億3,376万円としてお願いするものであります。

なお、歳出につきましては、歳入総額に増減がないことから補正額はございません。

詳細は、担当部長より説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（工藤 安雄君） 次に、詳細説明を求めます。

まず、報告第4号承認第1号及び承認第2号について、続けて詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長です。詳細説明をさせていただきます。

報告第4号をお願いします。

報告第4号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成27年5月21日提出、由布市長。

裏面をお願いします。

専決処分書です。平成27年5月12日付で和解及び損害賠償の額を定めることについて、専決処分をしております。

内容は、右側ページをごらんください。

当事者、甲、由布市長、乙、大分市弁天2丁目1番27号、株式会社大分白屋。

和解条件、甲は乙に対し過失割合100%分に当たる本件事故に係る損害賠償金の支払い義務があることを認め、これを支払う。

損害賠償額、5万7,888円。

事故の概要、平成27年3月16日、午後3時ごろ、由布市庄内町長野566番地先の市道猪野横枚中尾線において甲の管理瑕疵により市道に設置していたグレーチングがずれていたため、乙の従業員が運転する自動車が通過した際にグレーチングがはね上がり、乙の車両の右側後方に損害を与えた。

なお、次のページ以降に、発生現場、被害状況の写真を添付しております。

次に、承認第1号について詳細説明いたします。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成27年5月21日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書でございます。平成27年3月31日付で専決処分を行っております。

それでは、内容を、由布市税条例の一部改正新旧対照表で説明をいたします。改正条例の後に添付しています新旧対照表をお開きください。

条文に沿って説明をいたします。第2条につきましては、番号の利用等に関する法律に合わせた改正でございます。

第23条第2項につきましては、法人市民税における恒久的施設に係る規定の整備に伴う改正

でございます。

第31条第2項及び第4項につきましては、法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る所要の措置に伴う改正でございます。

少し飛びますが、第33条第2項につきましては、所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得割の課税標準の計算において当該譲渡所得については、所得税法の計算によらないものとする内容の改正でございます。

第36条の3の3、第4項につきましては、地方税法の改正に伴い、項にずれが生じたことによる改正でございます。

第48条第6項及び第50条第3項につきましては、法人税法改正に伴う所要の措置による改正でございます。

第51条第2項につきましては、減免の申請期限の改正及び番号の利用等に関する法律に合わせた改正でございます。

第57条及び59条につきましては、固定資産税の非課税の範囲の拡充に伴う改正でございます。

第63条の2第1項及び第63条の3第1項、第2項につきましては、番号の利用等に関する法律に合わせた改正でございます。

第71条第2項につきましては、減免の申請期限の改正及び番号の利用等に関する法律に合わせた改正でございます。

第74条第1項及び第74条の2第1項につきましては、番号の利用等に関する法律に合わせた改正でございます。

第89条第2項及び第90条第2項、第3項並びに第139条の3第2項につきましては、減免の申請期限の改正及び番号の利用等に関する法律に合わせた改正でございます。

第149条につきましては、番号の利用等に関する法律に合わせた改正でございます。

次に、附則について説明します。

第4条につきましては、法人税法の一部改正に伴う改正でございます。

第7条の3の2につきましては、個人住民税における住宅ローン制度の適用期限が2年延長されたことによる改正でございます。

第9条及び第9条の2につきましては、個人が市町村に対して寄附金を支出した場合の所要の措置を設けたことによる改正でございます。

第10条の3につきましては、番号の利用等に関する法律に合わせた改正でございます。

ページをめくっていただいて、第11条の上の括弧書きのところから第15条につきましては、特例期間が延長されたことによる改正でございます。

第16条につきましては、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例の規定を設けたことによる規定でございます。

第16条の2につきましては、たばこ税の特例税率の廃止に合わせ削除するものです。

なお、附則に施行期日及び経過措置を記載していますので、よろしく申し上げます。

続きまして、承認第2号について詳細説明をさせていただきます。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成27年5月21日提出、由布市長。

裏面をごらんください。

専決処分書でございます。平成27年3月31日付で専決処分を行っております。専決処分を行った由布市税特別措置条例の一部を改正する条例については、そこに記載のとおりでございますけれども、平成27年総務省令第39号による山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定めた省令及び過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令、並びに企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20号の地方公共団体等を定める省令の改正に伴い条例の改正を行うものです。

条例の改正内容は、その右側のページでございますけれども、第2条第1項及び第5条第1項中の平成27年3月31日を平成29年3月31日に改めることと、第6条第1項中の平成26年3月31日を平成28年3月31日に改めることです。

なお、施行は平成27年4月1日からとなっています。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、承認第3号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長です。承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成27年5月21日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。専決処分書を添付しています。平成27年3月31日付で専決処分をしていますので、よろしくをお願いいたします。

次のページをお願いいたします。

今回の一部改正の内容になりますが、地方税法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の改正に伴うものでございます。第3条及び第22条の中で、国民健康保険税の基礎課税限度額の現行51万円を52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額現行16万円を17万円に、

介護納付金課税額に係る課税限度額現行14万円を16万円に改めるものでございます。また、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減判定所得の基準額現行24万5,000円を26万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額、現行45万円を47万円に改正するものでございます。

附則といたしまして、第1条では、施行日を27年4月1日としています。また、第2条で、改正後の条例の規定適用を平成27年度以後の年度分の国民健康保険税としています。さらに、第3条では、29年1月1日からの施行としていました附則第1条を租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の改正に伴いまして、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分に限るという内容のみ施行日を28年1月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第34号から議案第36号まで続けて詳細説明を求めます。  
総務部長。

○総務部長（梅尾 英俊君） 総務部長です。それでは、議案34号をお願いします。

議案第34号平成27年度由布市庄内庁舎増築（建築主体）工事請負契約の締結について、平成27年度由布市庄内庁舎増築（建築主体）工事請負契約を締結することについて由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年5月21日提出、由布市長。

契約の目的、平成27年度由布市庄内庁舎増築（建築主体）工事。

契約の方法、要件設定型一般競争入札。

契約金額、6億9,173万9,352円、消費税を含みます。

契約の相手方、別府市末広町4番5号、三光建設工業株式会社、代表取締役、佐藤秀男。

裏面に、工事の仮契約書を添付しております。

工期は、平成28年5月31日までとなっております。

仮契約日は、平成27年5月11日付でございます。

右側ページに入札結果一覧表を添付しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議案第35号をお願いします。

議案第35号平成27年度由布市庄内庁舎増築（電気設備）工事請負契約の締結について、平成27年度由布市庄内庁舎増築（電気設備）工事請負契約を締結することについて、由布市議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の施設の廃止に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年5月21日提出、由布市長。

契約の目的、平成27年度由布市庄内庁舎増築（電気設備）工事。

契約の方法、要件設定型一般競争入札。

契約金額、2億1,641万9,688円、消費税を含みます。

契約の相手方、大分市南春日町11番5号、株式会社大和電業社、代表取締役社長、大西康男。

裏面に、工事の仮契約書を添付しております。

工期は、平成28年5月31日までとなっております。

仮契約日は、平成27年5月11日付でございます。

右側ページに入札結果一覧表を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、議案第36号をお願いします。

議案第36号由布市消防団消防ポンプ自動車購入について、由布市消防団消防ポンプ自動車の購入について、由布市有財産条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成27年5月21日提出、由布市長。

取得する財産、由布市消防団湯布院方面隊第1分団第1部CD-1型消防ポンプ自動車、数量1台。

購入金額、2,644万3,800円、消費税を含みます。

購入先、大分市長浜町2丁目2番32号、株式会社消防防災、代表取締役、成良仁志。

裏面以降に仮契約書を添付しております。

仮契約日は平成27年の4月28日付でございます。

納入期限は平成27年11月30日までとなっております。なお、仮契約書の後に入札結果一覧表を添付しておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第37号について詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長です。では、議案第37号をお願いいたします。

議案第37号由布市介護保険条例の一部改正について、由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成27年5月21日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。

今回の一部改正の内容についてでございますが、由布市の第6期介護保険事業計画期間、平成27年度から29年度まででございますが、介護保険の標準段階を6段階から10段階へとさらに多段階化した上で、住民税非課税世帯に該当する第1段階から第3段階については、消費税率引き上げによる増収分の公費を財源として低所得者の保険料軽減を強化することになっております。今回対象となる低所得者につきましては、介護保険料第1段階区分の方で、第1段階介護保険料の軽減を現行の5割から5割5分にするもので、保険料は年額3万5,940円から3万

2,346円となります。端数処理の関係がございますので、年額3,600円の減額となります。資料といたしまして、新旧対照表を添付しておりますので、お目通しをいただければと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第38号について、詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。予算書に従いまして説明をさせていただきます。補正予算書をごらんください。なお、平成27年度補正予算（第1号）の概要は、補正事業の内訳、財源の内訳などを掲載しておりますので、予算書の補足資料として御参照いただきたいと思います。

議案第38号平成27年度由布市一般会計補正予算（第1号）、平成27年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ906万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ180億2,711万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年5月21日提出、由布市長。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。詳細につきましては、6ページをお開きください。

事項別明細書の歳入です。今回の補正は、介護保険事務費として1号保険料の低所得者軽減負担分となっております。この歳入については、特定財源として今回補正額906万円の2分の1を国庫負担金、4分の1を県負担金、残りの4分の1を基金からの繰入金となっております。

8ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、6目介護保険事務費として906万円を介護保険特別会計への繰り出しとなっております。

以上で詳細を終わらせていただきます。

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第39号について、詳細説明を求めます。健康福祉事務所長。

○健康福祉事務所長（河野 尚登君） 健康福祉事務所長です。議案第39号をお願いいたします。

議案第39号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）、平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳出予算補正による。平成27年5月21日提出、由布市長。

それでは、事項別明細書、3ページ、4ページをお願いいたします。

議案第37号の低所得者の軽減に伴いまして、先ほど財政課長からも説明がございましたように、市町村は一般会計から所得の少ない者に行う保険料の軽減賦課に基づく減額の総額を、介護保険特別会計に繰り入れることになっています。

今回、歳入におきまして、軽減額の総額906万円を保険料から繰入金に組みかえたもので、歳出につきましては財源内訳の変更を行うものでございます。なお、906万円の負担割合といましては、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっています。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（工藤 安雄君） 詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただいま上程された議題となっております各案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

これより審議に入ります。

まず、報告第4号専決処分の報告についてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） 説明書によると、交差点の中央部分にグレーチングがあるんですが、これを再発防止策はどのように、この後とられたのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 産業建設部長です。お答えします。

グレーチングぶたといって側溝の上にかけるだけのものなんで、結束線等で固定しております。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） それで再度こういう事故が起こらないような措置をとられてるんですか。それとも、ボルトどめ等は検討されなかったのか。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） 現状の段階では、鋼製の、簡単に言えば針金なんですけど、もっと強いもので結束しております。ボルトどめ等となるとU字溝そのものからやりかえますんで、現状ではそこまで行っておりません。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） いいですか。野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） ただいまの関連でございますが、非常にこの種のケースが最近ふえてきました。市民の意識、住民の意識も高まっているのだと思います。よって、今いう、私どもの地域にも、湯布院地域にもこのようなグレーチングの、グレーチングは危ないからと外している事例もございます。このようなことを建設課として把握しているのかということが1点と、このような事態が発生した時点で、市内一斉に調査を同様の調査を行ったのかということが2点。

3点目は、ちょっと言葉はわかりにくいんですが、簡単にとめるぐらいでは、太田議員がおっしゃったようにボルトか何かでとめないで、またこの種の破損、損害賠償というのは出てくると思いますが、一斉調査等、特にやっているのか、お尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） まず、御質問の、把握しているかということですけど、詳細に何カ所ということはないんですけど、それぞれの市道にはこういうグレーチング箇所があるというの把握しております。

一斉調査の件ですけど、そこまでは済いません。実施しておりません。

抜本的な改修となりますと、先ほど申しましたように側溝そのものの改修になりまして、程度によっては、そのような対応もしていく所存ではございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 住民の意識が非常に高まっていると思います。市に要求すればということで、従来こういうのは余りなかったように記憶はしてんですけど、やっぱり簡単にとめるぐらいでは、自動車の加圧ってのは相当なものがあると思いますので、再度危険な箇所、振興局等通じて、全体をちょっと見つめていただいて、やっぱり早急な対応をしないと、人身事故につながる可能性もあると思います。そういうのを、事例を見たときに私どもは、振興局なり担当課に連絡することで、改善がなされるのかということをもう一度確認しておきます。

○議長（工藤 安雄君） 産業建設部長。

○産業建設部長（生野 重雄君） それぞれの振興局で、そういうのをもう一度見直す調査、検討等、指示したいと思います。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

次に、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例等の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 反対討論を行います。

反対理由は、政府は、来年1月から本格実施を目指しているマイナンバー制度は、これ実施されるということであると思います。この制度は、赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録をした国民一人一人に12桁の番号をつけて、社会保障や税の個人情報や国が一括して管理し、活用とする制度であります。当初限定されていた使用範囲も、民間分野まで拡大する改定案が今国会で審議をされております。制度を施行する前にもかかわらず、なし崩し的に利用範囲を広げ、国民監視の道具にされようとしております。

また、政府が言っておりました費用対効果についても、内閣府はあくまでも仮定だと言って試算にその根拠がないことを認めております。さらに、この番号の流出によって、プライバシー情報の漏えいや企業による不正使用の恐れがあることが指摘をされております。すでにこの制度を導入している韓国やアメリカでは、情報の流出やなり済まし犯罪などの被害が深刻で、制度自体を見直す動きが出ていると報道されております。今日本は危険な社会に突入しようとしている、こんな声が上がっていることを紹介して、反対討論といたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより、承認第1号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立14名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第2号を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立

を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第34号平成27年度由布市庄内庁舎増築（建築主体）工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。工藤俊次君。

○議員（4番 工藤 俊次君） 4番、工藤俊次です。2点ほど反対意見を述べたいと思います。

一つは、市民の置かれている現状であります。昨年4月の消費税率の引き上げによって、深刻な景気の悪化が続いています。アベノミクスが大企業や一部の富裕層には大きな恩恵をもたらしたものの、庶民には、恩恵どころか痛みを押しつけ、格差をますます広げるだけになっています。また、消費税増税の最大の理由であった社会保障は、あらゆる分野にわたって削減が実施をされていくことになっています。

2つ目は、この本庁舎方式への大きな理由だったと思いますが、行政運営の効率化についてであります。経営効率、行政効率を求めていけば、行きつくところは、人件費の削減、職員数の削減になります。今何よりも市民の暮らしを守る施策が求められています。庁舎の増築が市民サービスの削減と負担増につながっていくことは必至であります。また、地域経済への影響も少なくないと思います。

以上、述べて反対討論といたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。瀏野けさ子さん。

○議員（15番 瀏野けさ子君） 私は、今まで議案第34号についてですが、本庁舎方式に対しては、賛成の立場でずっと、立場を通してまいりました。今回入札の件なんですけど、私は、後に続く36号、消防自動車ポンプ購入についての入札のあり方に疑義を感じております。よって、私は、本庁舎方式には賛成ですけれども、この入札については、私は退席をさせていただきたいというふうに思っております。34号、35号もそういうふうにさせていただきたいと思っておりますので、議長の許可をいただきたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 先ほどの瀏野議員の質問に対して、議長として許可をいたします。

続けて、ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

〔15番 瀏野けさ子議員 退場〕

○議長（工藤 安雄君） これより、議案第34号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立12名〕

○議長（工藤 安雄君） 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成27年度由布市庄内庁舎増築（電気設備）工事請負契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 議案34号と同様に、反対をさせていただきます。といいますのが、工藤議員もおっしゃられておりましたように、行政の効率化を求めることによって非常に住民サービスがおろそかになっていくのではないかとというふうに考えております。私以前、地域審議会で審議委員をしておりまして、そのときの中で、振興局の充実ということをしつかりと訴えてまいりました。本庁舎が庄内に移る、本庁舎を庄内にとということには疑義を感じませんし、庁舎建設というには疑義を感じませんけれども、多額に膨らむ建設費が非常に厳しくなっているのではないかと、厳しい財政状況の由布市を苦しめていくのではないかとというふうに不安を覚えます。確かに特例債、合併特例債を使って建設費をとということですが、まだまだ厳しい

状況の中で、膨らむ建設費は非常に不安に思い、反対させていただきます。

それと、やはり3町の均衡ある発展という部分もしっかりと考えた中で、まだまだ問題が多数あるのではないかと、そこに向かって大きな本庁舎を建てるのはいかがなものかというふうな思いを持ちまして、反対させていただきます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立12名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

〔15番 淵野けさ子議員 入場〕

○議長（工藤 安雄君） 次に、議案第36号由布市消防団消防ポンプ自動車購入についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。淵野けさ子さん。

○議員（15番 淵野けさ子君） まず初めに質問しますが、消防車を購入することが悪いという反対の思いでしてはなりませんので、入札のあり方について質問させていただきたいと思っております。

まず、このポンプの仕様書の中にある5ページ、ポンプ装置、水ポンプ、ポンプ型式として、アルミ製高圧2段バランスタービンポンプ（ALR3型）とありますが、どうしてこれに限定しているのか、それをお聞きしたいことと、あと、入札には1社が辞退、1社が欠席というふうになっておりますけども、なぜそういうふうになったのかということ。それから、入札価格と、その他の価格には相当の差がありますが、どのようにそこを感じておられるのか。

そして最後に、仕様書は誰が書いたのか、そしてその最終チェックは誰がするのか、誰がされたのか、この4点お聞きしたいと思っております。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えいたします。

1番の、型式限定、なぜかということでございます。今回の購入する消防ポンプ自動車の配備先は、湯布院方面隊第1分団第1部でございます。第1分団第1部は、湯布院町温湯地区を管轄区域としておりまして、由布市の中でも最も活発に消防団活動に取り組んでいる部の一つであると言っても過言はないと思っております。地域において、火事や火災が発生すればすぐに駆けつけるのはもちろんのこと、常日頃から（発言する者あり）今回のポンプに当たりましては、市も

負担しますが、市の基準を超える分については、地元のほうも負担するというところでございます。地元の活動、消防活動する上において、活動しやすいうようにということで、地元の消防団が今回の購入に当たっては、地元の期待に応えるべく、自分たちで先進地を訪問し、調査研究し、温湯地域の特殊事情、毎年野焼きをしている由布岳南麓や塚原の広大な原野、そして多くの観光客や宿泊施設を抱えている地域、それから岳本川、湯の坪川といった土砂災害の危険性の高い地域を管轄していることから、地元の消防団が作成した仕様書を市としても（発言する者あり）採用して、今回の形としたところでございます。（「答えになってない」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（工藤 安雄君） 1人ずつ挙手をして、してください。（「議長、質問に答えてない」「答えさせて下さい」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）質問に答えてないですよ。

○議員（15番 淵野けさ子君） 辞退と欠席があったのはどういうふうに考えているのかということと、あと、入札価格にかなりの大差があったのはどういうふうを考えているのかということと、仕様書のことについては、最終チェックは誰がどうしてるのかということを知りたいんです。

○防災安全課長（安部 悦三君） 2番と3番につきましては（発言する者あり）1番の件ですか。型式については、地元の消防団で研究した結果を仕様書案として作成しておりまして、それを市としても地元の特殊事情等を考えて、採用したということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（加藤 裕三君） 契約管理課長です。お答えをいたします。

2番目の入札においての辞退、欠席についてですが、特に契約管理課としては確認はいたしていません。

それから、入札結果については、当然、開札をした結果として契約管理課としては認識をしているところです。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。仕様書は、誰がつくってチェックはどこがしたかということでございます。仕様書の案につきましては、地元の消防団が作成したのをうちのほうでいただきまして、それを、うちもそれに沿って仕様書としたところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）チェックは防災安全課だと思います。

○議長（工藤 安雄君） 淵野けさ子さん。

○議員（15番 淵野けさ子君） ありがとうございます。まず初めに、ポンプALR3型、消防団の意向によって、消防団が研修に行つて、消防団が仕様書をつくつたと、これは嘘だと思います。消防団がこんな仕様書を、私はできないと思います。仕様書は恐らく業者が書いています。

います。それはそれで、百歩譲っていいとして、それをあとチェックするのが、やっぱり行政の私は入札のあり方だと思うんです。それがなされてないから、私は今回このように質問をしております。なぜなら、このポンプALR3型というのは、これに匹敵する日本消防協会にクリアしたものの、同等なものは、よその他社だってあるわけです。それを、あえてこういう型式に書いてあるっちゃうこと自体が、最初からこの1社しかも入札できませんよというなり方になってると思うんです。何で辞退したかという、この1社は辞退、1社は欠席、なぜなら、これは、入札を落とした、この型のものは、その会社しかないからです。同様の機能があっても、その会社でつくった、要するに代理店がつくった代理店の番号というのがあるんです。その番号は、この代理店しかないんです。ですから、わかっている方は、入札に行ってもできないというのがわかっているから、辞退、あるいは欠席をされたんだと私は思います。

それから、入札価格と他の価格には相当な差が、私はあると思って、そのことも調べてみました。そしたら、富士総合防災、ここは、小川ポンプ代理店が、そして日本乾溜工業は特になしです。そういうところが、同じ型のポンプを仕入れて入札に入ろうと思えば、相当高くなるんです。代理店以上の高い値段で仕入れなきゃいけないので、高くなるんです。だからこういうふうには差が出ていると思います。私は、これは決して中立、公正、自由競争になってないというふうに思います。

それから、消防団の研修に行って、その思いがあるということを知りましたが、私も災害の時にその温湯地区の消防団がどれだけ自分の仕事を、それこそ、ありながら、住民の安全のために何日も頑張って、ほんとに疲労こんぱい、頑張っていたのを私はよく知っております。ですから、消防団が決めたからって、消防団が頑張る、そのことはやっぱりそこはわかってあげないといけないというふうに思いますけども、入札は行政がするものです。ですから、私は入札は行政がきちんとしていただきたい、中立、公平、それから自由競争になって、そしてそれを税金が削減されれば、それは市民の税金が削減されるし、少しでも低価格になれば、温湯地区の消防団も自分たちの負担が少なくなるわけです。ですから、やはり1社ありきというのはおかしいなというふうに私は思っております。

それから、最終チェックは、私はこれは、まず業者が書きますよね。そしたら担当、それから課長、それから部長、そして副市長、そういうふうにはちゃんとチェック機関があるにもかかわらず課長のチェックのみで終わってるということ自体も、私はおかしい、そういうふうに思います。いかがですか。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長です。今回の入札の仕様書のあり方におきまして、今渕野議員から御指摘がありましたような、わかりやすい例で言いますと、車の車種を限定をして入札を行

うと、こういった形に結果的になってしまったようでございます。こういう誤解を招かないようにこれから仕様書はそれぞれの業種で莫大にありますので、なかなか私のところまで全部チェックするという事は、大変難しいところでもありますけど、今言われましたような含みがないのかとか、そういうことについては、今後、それぞれの段階で十分注意を払っていきたいというふうに思っております。

1点だけ、弁解というわけではないんですが、湯布院地域の消防ポンプ車につきましては、それまではそれぞれの区のほうで購入をされておりました。そして、それに対して補助要綱に基づいて補助金を出すという形で行って来てたんですが、今回は、今御指摘ありましたように、市のほうで、市の所有車として入札を執行しておりますので、そういう点については、御指摘されたようなことのないように、十分な注意が払われるべきだったと思うんですが、意識として、区が買ったものに対して補助金を出していたというような、そういった流れの中で区の意向を尊重したということのようでもありますので、今後につきまして、こういった誤解のないように、十分チェックをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（工藤 安雄君） 渕野けさ子さん。

○議員（15番 渕野けさ子君） 3回ですので、これが最後です。

問題をすりかえてはいけないと思います。やはり、入札をするのは厳正な入札をするのは由布市であります。ですので、やっぱりそこはきちんとしていただきたいっちゃうのもあるんですけども、私が申し上げたいのは、ALR3型及びそれに同等するものというふうに一言ついておけば、いろんなことを詮索されなくて済むんです。それがわかっててしてないというのが、私はこれは罪だと思います。なぜそれをしなかったのか。その中に、2つの会社から質疑内容という質疑の内容が届けられております。一つは、上記の形式仕様は、日本機械工業製指定となりますが、このポンプが必要ですか。おのずととる業者が最初から確定しています。県下には1社しかありません。弊社は同等能力のあるポンプを使用しています。メインポンプ比較表というのも提出しております。こういう質疑の内容に対して、仕様書のとおりお願いしますと。何ら誠意のない回答です。それからもう1社の分、ポンプ形式ALR3型と御指定ですが、これは1社の特定した形式のポンプとなり、競争入札の原理を著しく阻害する御指定と思われます。公正、公平になるよう削除をお願いいたします。こういう質問書に対しては、仕様書のとおりお願いいたします。こうやって2社からこういうことが疑義が持たれてることに対して、仕様書のとおりお願いしますというのは、どうあるからこの仕様書のようにしてもらいたい、こういう説明がありません。ほんとに怠慢だと思いますし、これは、どのようにこれ思っておられますか。（発言する者あり）  
（「議長、休憩とってください」と呼ぶ者あり）

○議長（工藤 安雄君） ここで、暫時休憩いたします。再開は、11時20分からいたします。

午前11時08分休憩

.....

午前11時21分再開

○議長（工藤 安雄君） 再開いたします。

副市長。

○副市長（島津 義信君） 副市長です。最後の質問と申しますか、質疑書に対する回答についての取り扱いにつきましては、確かにもう少し丁寧に、これこれこういう理由でこれを指定していますので、提案はどうぞ、こうですという、そういった形のものにつきましては、何か問答無用みたいな回答ではなくって、その辺については今後十分配慮していきたいと思っております。全体的に、メーカーが1社限定される、そうすると、その県内1社しかない代理店が特段に有利な条件下にあって、競争原理が働かないではないかということ、御指摘のとおりでありますので、そういうことにならないように今後十分チェックもしてまいりたいと思っておりますし、今回は、これまでの従来のポンプ車購入の過去の形態とか、そういった地元の強い要望とか、そういったことを配慮した結果、そういう状況に結果的になりましたので、今後こういったことについては、十分に注意を払って、誤解の生じることがないように取り組んでまいりたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） もうちょっと質疑させてください、あと二、三点。まず、この予定価格は公表していたのかどうかという点、最低制限価格は設定しなかったのかどうかというのが2点目。

それと、今渕野議員からここまでの指摘がされてますので、議会としても看過するわけにはいかないんですが、この消防防災株式会社っていうのは、過去、由布市内の消防車の購入履歴が、どういう経歴があるのか、教えていただきたいと思っております、3点目。

4点目は、ちょっと副市長の答弁で、あれだったんですけど、これ由布市の消防施設整備補助金交付規則にのっとって、購入するものではないんでしょうか。要するに今までは地元が買ったものに対して、市が6割補助金を出してたということですけども、今回は違うということであれば、具体的な地元負担割合というのは何%で、それは何を根拠にしている、幾らになるのか教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） じゃあ、最後の点だけ私からお答えさせていただきます。市が買うものでありますから、それぞれの分団部がこれこれを購入してほしいと言っても、市としては市全

体の装備の公平性とか、そういった観点から、この程度の金額で購入してほしいということになるかと思うんですけど、それを従来からのそれぞれの区なり分団なりでこういうものがということ、要望を聞き入れて、それに応じて購入するということにしておりますんで、では市の負担分は従来どおりの区が購入したときのその負担割合で、購入価格に対してで行いましょうと。上限を設けておりますんで、実質的には、今回900万円ぐらいだったと思います。市の負担が、補助金要綱によって。その残りの1,500万円ぐらいについては、区のほうで負担をしていただくという形になっております。ですから、あくまでも市が購入しますんで、一応全額市が支出をしますが、実質的な市の負担分については補助要綱に基づいて支出をします。残額については、区のほうからの寄附金をもって歳出に充てますと、そういう形で実施をしております。乙丸区で、前回のときも大体同様の形ではないかというふうに思っております。

○議長（工藤 安雄君） 契約管理課長。

○契約管理課長（加藤 裕三君） 契約管理課長です。お答えをいたします。

今の予定価格については、設計額と同額と設定をしております。それから、最低制限価格の設定ですが、物品の購入の場合は、設けてはいません。

それともう一つ、消防防災の履歴でございますが、資料によりますと、26、27年度の資料しかございませんが、消防自動車については、7件受注の経緯があります。

以上であります。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 2回目です。予定価格が設計価格と同額で、落札価格が99.9%の落札額なんですよね。この時点で、もう、ええって思いますし、渕野議員からすごく言われたように、しかも、あと辞退と欠席してる以外の会社は、予定価格、設計価格よりも上回った額を入れてますよね。こういう入札額を入れること自体で、もう既に消防防災が落とすことがわかり切ってるというのがあると思うんです。例えば、庁舎の建設工事も、さっきの議案ですけれども、全社が同じ額を入れてくじ引きみたいなことになればまだわかります。それは予定価格の90%かければみんな同じ額が出てくるというのはわかりますけれども、予定価格公表されていながら99.9%で消防防災が落として、それ以外は予定価格を上回る額を入れてくるような入札をすること自体に、やっぱり渕野議員が言われたような疑いはかかってしょうがないんじゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺の見解。それとあと、済いません。今回からどうしてこのやり方、市が購入する、今まで地元が買ってたものに補助金を出すというから、今回は市が購入するというやり方にしたのかというのが1点と、市が購入したら、地元には、例えば貸与するみたいな、何か約束を取り交わすのかどうか、そこら辺がどういう仕組みになっているのかということと、それと、これ私ちょっとよくわからないので教えてもらいたいですけど、

地元が買った場合の補助金交付規則は、6割が市の負担というか、補助額が6割ですよ。上限は一応交付規則には書いてないんですけども、額面どおりいくと、この2,600万円の6割を市が補助すると1,600万円ぐらい市の補助額みたいなことになるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺の計算、900万円ぐらいだっという計算、教えてください。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） 防災安全課長です。お答えします。

今の6割の件でございます。消防ポンプ自動車には、市として基準額を設けております。それが、金額が1,470万円でございます。その6割を市が補助するというような形になっております。

それから、消防自動車の貸与かどうかの件でございますけども、市の所有する消防自動車を消防団のほうで管理していただくというような形で、貸与契約を結ぶとこまではまだしてないようでございます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 工事等については、予定価格は事前に公表してるんですが、こういったものとか、委託の契約とかにつきましては、予定価格は事前に公表しておりません。といいますのが、どなたが見ても設計額を積算できる根拠があるものについては、その設計額に対してどれぐらいで執行できるかということで入札参加されるんですけど、こういったものについては、統一した設計基準といいますか、それぞれ見積りをとったりして、設計額を決めていかないと、これ幾らですというものが、歩掛的な部分がございますので、そういったものについては、予定価格は事前公表しておりません。ですから、当初から入札に参加された方が予定価格を超過するということを前提に応札してるわけではありません。もしそういうものがありました場合は、この結果表の中にも予定価格超過というような表示をするように、そういう仕組みにいたしております。

○議長（工藤 安雄君） 小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 予定価格公表しなくて、設計額と同額を予定価格に結果したということになるわけですか。先ほど課長が、予定価格ではなくて設計額と同額にしましたとおっしゃったんですけども、この2,450万円。いいです、3回目なので。あと、補助金額わかりました。いわゆる、国庫補助基準単価というものを由布市の場合は、消防ポンプ自動車に1,470万円に設定してるってことですね。その6割ということ。

それから、貸与契約みたいなものまだ考えてないって言われてるんですけども、例えば、今後故障したり、あるいは事故ったりしたときに、そういうものの修理費とか、厳密に言えば、市

の所有物になりますから、そういうものを地元消防団とどういうふうにするのか、そこら辺、ちゃんと取り交わす必要があるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺、どういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） お答えします。

修理等については、市のほうで払っております。（「全額」と呼ぶ者あり）はい全額、そうですね。（発言する者あり）消防自動車、それから消防のポンプにしても、ほかの全て、由布市の消防団全てについて、修理費は市のほうで払っております。

○議長（工藤 安雄君） ほかに。太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） 先ほど、小林議員も一部質問しましたが、何で今回このように、今までは地元が購入してて、補助金を受けて、地元寄附金でこれを地元が買うという意識の中でやられてたのを何で変えたのかと。地元としては、分団も区民も、最初はやはりこのほかの会社のように3,000万円近い金額の価格だということを提示された中で、やはり削りながら、もっと精査して、2,400万円ぐらいに落としたという経緯と、これまで消防団は、2分団がモリタのポンプ、1分団はニッキのポンプというふうに、ある程度消防団ごとにやっぱりそういう伝統みたいなものがありますから、どうしてもこういう入札にけることにすごく無理があるというところでは、どういうふうに理解しながら今回こういうことにかけてのか。で、市の所有物にしたのか。地元消防団としては、これは、温湯区は特に、公民館にしても、消防車にしても地元が金を出して買うんだというような意識の高いところでは、その中に、こういう公平な入札をしないといけないものを何で導入したのかということがいまいよくわからないんですが、そのことが淵野議員にも言われる質問ではないかと思うんで、その辺をちょっと明確にしてほしいなと思います。

○議長（工藤 安雄君） 防災安全課長。

○防災安全課長（安部 悦三君） なぜ入札にしたかということでございますが、2年前の乙丸区の消防団が消防ポンプ自動車を購入いたしました。そのときも市のほうで入札を行っております。それに合わせて今回もそうしたほうがよいだろうということで、市のほうが入札したということでございます。

○議長（工藤 安雄君） 太田正美君。

○議員（20番 太田 正美君） 前は、2分団1部の消防車は2,000万円以下ということで、議会に結局議決を要しなかったということなんですけど、今回は2,000万円を超えるから、議決が要するというだけの違いだけで、内容的には一緒だと思うんですよ。だから、その点が全然、一緒なのに何で、金額が2,000万円を超えたことによって、これだけ問題になるかというこ

とを執行部としてその辺をちゃんと把握しながら上程したのかというのがわからないんですが、その辺はどういうふうを考えて、この入札制度を導入したのか、お答えしてほしいと思います。

○議長（工藤 安雄君） 副市長。

○副市長（島津 義信君） 的確なお答えになるかどうかわかりませんが、市が購入することであれば、当然のことながら、こういった入札を執行して買わないと、随意でこれだけの金額のものを契約はできないと思っております。これが、区のほうで今までどおり買われるということであれば、従来どおりの補助要綱に基づいて補助金を執行するという形でいいんですが、区にとりましても、先ほど課長が基準金額を一千四百数十万円というふうに申し上げましたけど、それ以上のものを購入されるということになると、やはり区の負担も相当なものがあるでしょうし、それから、今後の維持管理にかかる経費を少しでも市のほうで負担できるというようなこともございますので、2,000万円以下だから、超えるからということで入札するかしないかとかいうことではなくって、これは区のほうが買うからということで、区のほうから言われれば、そういうやり方をしてるかもしれませんし、市のほうで、市の車として持ってほしいと。できるだけ補助要綱の補助金が余計出るように、そういう中でやってほしいという要望に基づいてやってきてるといふふうに、私はそういうふうに認識をしております。ですから、仮に特定のものを1社しか参加できないものを購入するんで、市にするとそういう形にならないんで区が買うと言えば、そういう購入の仕方も当然あるでしょうし、入札になれば、先ほどから御指摘があったようなことについて、今後起こらないように、十分配慮しながらやっていきたいと、そういうことでございます。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。刈野けさ子さん。

○議員（15番 刈野けさ子君） 私は、議案第36号由布市消防団消防ポンプ自動車購入についての反対討論をさせていただきます。

先ほども議事録には、本会議再開されてませんでしたので、載ってませんが、私、大概、今までは、私のやり方は、実現したいことは1年前から提案して、そして、問題点があれば早々と、いろんな形で私は行政のほうに言ってると思います。言ってきました、このことも。そして、今回の3月議会の予算審議のときに、こういうことが想定されるから、大分市のように分離発注をしていただけませんかということ、私は質疑をしました。なのに、何年もかかって、いろんな提案をしながら、なるべくこういうことはスムーズに、やはり地元のこともありますから、行きたいです、私も。だけど、そういう状況下になかったということが、私は非常に残念でなり

ません。その温湯の地区の消防団、温湯に限らず、ほんとに湯布院の消防団の方々は、非常に頑張っているというのは、私はほんとに心からそう思います。ですので、消防自動車買うことには反対しません。ただ、この入札のあり方が、私は不適切、疑義があるということで、反対させていただきます。

無理を通せば道理が通らずです。というのが、今度先日の県の新電力が114施設落札、県の節減1億4,000万円というふうに出ておりました。今までは県は電力に関しては九電と随意契約をされてたんです。それを、一般競争入札にしたところ、ほとんどが初めての新電力会社になって、報道されました。コストの節減効果が約1億4,000万円のコストだというふうに試算していると、こういうふうに書いておりました。私たち議員、それから行政もおんなじだと思っんです。皆さんからお預かりした税金がやっぱ健全に使われなければいけない、私は今までは挾間町議から合わせるとことして20年になります。だけど、消防自動車に関しては、ほとんどこの業者が落札しております。私は、だから同級生がふるさとにいますので、消防署に勤めておりましたから、私聞いたんです、どういうふうになっていますかというふうに。もう退職してるし、ほんとのことを言ってくれたんですけど、これは、内々で決まってるんやというような言い方したんです。ですから、過去は、消防自動車つくる専門の会社があっいいと思います。過去のことには私は言いません。しかし、この時代に、同じものができる時代に、自由競争って、情報も公開しなきゃならない、そういう時代に、やはり、もし過去のそういう慣習があるのならば、これを契機に私は由布市から改革してもらいたいです。恐らく、ほかの県下の中ではいろんなところがありますから、考えられますけども、やはりこのもし慣習があるとするならば、私は書類見たわけでもありません。確約はありません。証拠はありませんけども、今までの経緯を見たときには、その慣習がやはり最初はやっぱり専門のところに頼もうという、そういうあれで来たと思います。けども、私はこれを契機に、まずはやはり由布市から改革をしていただきたいと思っいます。業者がどうのこうのじゃなくて、やっぱり誰が見ても自由競争、中立、公平で、市民の税金が健全に使われる、そういう入札制度にしていきたいと。今回、本庁舎方式の建築、それから電気設備、それに参加できなかったのは非常に私残念です。これがあつたがゆえに私は、あえてできませんでした。このような疑念を持たれるような入札をしないでいただきたい。これを申し上げまして、反対討論といたします。

できましたら、入札のやり直しをしていただきたいというふうに思っております。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ありませんか。太田洋一郎君。

○議員（1番 太田洋一郎君） 賛成討論させていただきます。

私が思いますに、この入札、確かにそういった疑義があるというところで指摘されるのはごもつともかもしれませんけれども、地元消防団が非常に要望した中身、こういう様式でこういうふ

うな消防車がほしいということをしつかりと入れ込んだ仕様書に、私はなってると思います。もともと、先ほど太田正美議員も言われていましたように、この会社というのが、当地区と昔から消防車を購入する場合にはこの業者からというところを買っておりました。それも、地区が主体となって、補助金をいただきながら消防車を買ってきたという歴史の中で培われた信頼関係というのがあると思います。

それと、ポンプのこのことのみで言われておりましたけども、会社によっては消防車のつくり方、つくり込み方が全然違うというふうなことがございます。例えば、この入札で落札をした業者というのは、例えば消防自動車1台をつくるにしても、コックピット、運転席と下のシャーシのみ、それからはどういう消防車にしていきますかというところでいろんな要望を踏まえながら、つくり込んでいくつくり方であります。そして、落札をされなかった会社の例えば消防車のつくり方というのは、ある程度の箱まででき上がった状態で、要望を聞いてつくり込んでいくというふうな消防車のつくり方でございまして、例えば我々のといたしますか、この要望がある消防自動車を購入する温湯地区というのは、例えば由布岳の南山麓の野焼きであるとか、非常に多種多様なリクエストに応じて活動しております。そういった関係上どうしてもシャーシの段階からつくっていく、そういった消防車でないと、なかなか不便きわまりないというふうなことがございます。そういった中身の要望をしつかりと反映した消防自動車ということで購入をするという、その入札に対して私は賛成いたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに。野上安一君。（発言する者あり）ちょっとまって下さい。賛成討論ですか、反対討論ですか。今度、反対討論お願いします。反対討論の方。小林華弥子さん。

○議員（10番 小林華弥子君） 反対の立場から申し上げます。ただ、ここにいる議員全員同じ思いだと思うんですけども、消防自動車を買うことには誰も反対をしておりません。もちろん瀧野議員もそう言われております。それは、当初予算で購入費用上程してるものを可決していますから、議会として消防自動車を買うことについては認めているわけです。

議論がちょっとすれ違ってると思いますけど、問題をごっちゃにしてはいけないと同僚議員が言われました。消防自動車を買うことそのものの是非を言っているわけでもなく、ましてやこの会社がいい悪いと言ってるわけではなく、問題は入札のあり方が問題になっているということです。今賛成討論された議員がおっしゃるには、地元消防団は、この会社の車種じゃないといけないんだという思いが強いのであれば、これは入札にかけるべきではありません。であれば、今までと同様に地元がこの会社と独自で購入をして、そこに今までと同じように補助金要綱で補助金をもらえばいいだけの話です。それを、少なくとも市が購入して入札という方式をとる以上は、入札の公平性を議会が判断しなければいけない、それはどうしてもそうなるわけです。そのときに今ここの議場で、同僚議員が、やはり入札の公平性が疑われる事態があったんだという指摘が

ありました。他者の業者から質問書まで出ていて、それに対する市の回答も不十分であったと。そして副市長の答弁みずからこの仕様書では1社に限定される仕様書になっていて、疑いをもたれるようなことになっていたことは認めるというような御発言があったわけですから、そうなった場合に、今議会が判断しなければいけないのは、この入札が妥当かどうかという判断です。この消防自動車の会社がいいとか悪いとか、この内容がどうのこうのということではなく、この入札が妥当かどうかは議会の判断ですから、ここまで入札についての疑義が指摘されてる以上、議会がそれをうやむやに、疑いがあるものを可決するわけにはいかない。議会の責任としてこれは一度きちんと否決をして、正々堂々ともう一度公正な入札をし直すか、あるいは地元の意向を取り入れて、補助金方式にして地元で購入していただくか、それをきちんとし直した方がみんな胸を張って消防自動車を買ってもらえるのではないかと思います、この議案には反対いたします。

○議長（工藤 安雄君） ほかに。野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 本件に賛成の立場から意見を申します。

今、同僚議員の御発言もありました。反対議員の御発言もありました。くしくもこれが議会で反対してるような、入札執行が行うべきでないというふうな議会全体の意見のように捉えられますので、これは議会全員の意見ではありません。この件に対しては賛成し、この入札執行に対しては疑義を持つてる議員もいらっしやると思う。私どももそうかもしれません。ただ、同僚議員が言いましたように、購入することについてはもう決定しているわけです。地元も、それに対して賢明な動きを努力しています。朝昼晩、これに伴って連日会議を行い、連日地域住民と話し合ってきてるところに、この購入することに対しての議会の一致はしておりますが、入札方法に対しての疑義が生じることは、地域住民にとっては、市は議会が買うなっちゅうことやなど。私どもはこういう議論しますけど、市民、特に温湯区地域住民にとっては、そういうふうに誤解を招きかねません。ということも理解していただきながら、執行部のほうも今回の手法については、再度検討してみたいと、今後再度入札執行については、今回の経験を踏まえて執行していきたいと。特に温湯区地域住民は、隣の地区の乙丸地区でそのような方法で購入が既に終わっております。ただ、2,000万円を超えてなかっただけに議会の議決事項ではございませんでしたが、なぜこのようなことになるのかと。逆に私たちは議会に対する不信が出てくる可能性もあります。地域のことも十分考えた上で、入札執行については疑義というより、問題があったかもしれません。しかし、副市長もおっしゃっているように、今後、十分検討していきたいと、今回を踏まえてというふうな御発言もいただいておりますので。地域住民、それから、このポンプ車は既に老朽化しているために地域の住民、消防団は購入したいと。いつ何どき有事があっても、消防車が動かないようになれば、幾ら入札の執行に問題があったとしても、地域において大変な問題が起こる可能性があります。御存じのように、岳本地域、温湯地域は、大水害が起こりました。あれ

ほど消防団が活躍し、あの消防車が活躍していただきました。それに、私どもの地域には由布岳が控えています。災害の時に消防車が動かない、水が出ない、このようなことでは地域住民に不安は募るばかりです。

今回は、私は執行に対して予算の議決をいただいていることですから、入札方法については、今後の消防車購入の入札方法については議論していただくとして、今回は、私はこの方法でベストだと思っております。入札方法については、いかがなものかと思ったりもしておりますが、執行部の提案した案件に対して賛成をいたします。賛成の立場から意見を述べます。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立7名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立少数です。よって、本案は否決されました。

次に、議案第37号由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立15名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成27年度由布市一般会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） お尋ねします。この時期になぜ、国、県、それから基金の取り崩しをしてでも介護保険特別会計に繰り出しが必要であったのか。なぜこの時期なのか。当初予算が終わってまだ3カ月しかたっておりません。それについてお尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 健康増進課長。

○健康増進課長（麻生 清美君） 健康増進課長です。お答えします。

今回の介護保険法の施行令の改正につきましては、4月10日に公布、施行が行われました。今回、臨時会のほうに提案させていただきましたのは、専決ではなく、ここで提出し審議いただきたいということでかけさせていただきました。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） 質問は、なぜこの時期かと、この6月の補正、当初でできなかった理由はわかりました。なぜこの時期かってことについて、担当課長にお尋ねします。

○議長（工藤 安雄君） 健康増進課長。

○健康増進課長（麻生 清美君） この時期にしたのは、今回、議案第37号の附則にありますとおり、経過措置として平成27年度分の保険料より適用をしております。27年度の保険料が6月に決定をしますので、この臨時会のほうに提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（工藤 安雄君） 野上安一君。

○議員（2番 野上 安一君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（工藤 安雄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号平成27年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤 安雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起

立を求めます。

〔議員16名中起立16名〕

○議長（工藤 安雄君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（工藤 安雄君） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

これで、平成27年第1回由布市議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時57分閉会

---